

勤務先の休業等で収入が減り、家賃の支払いが心配な方

住居確保給付金のご案内

住宅確保給付金は、休業等に伴う収入の減少で、住居を失うおそれがある方に、アパート等の家賃の一部(原則 3か月)を支給する制度です。

<主な給付要件チェックリスト>

項目		チェック							
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。		<input type="checkbox"/>							
資産が一定額以内(①表)、かつ、収入が収入基準額(②表)を超えない。		<input type="checkbox"/>							
○日吉津村の場合 (単位:円)									
①	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産</td> <td>468,000</td> <td>690,000</td> <td>840,000</td> </tr> </tbody> </table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	金融資産	468,000	690,000	840,000
単身世帯	2人世帯		3人世帯						
金融資産	468,000	690,000	840,000						
②	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>112,000</td> <td>156,000</td> <td>183,000</td> </tr> </tbody> </table>	単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	112,000	156,000	183,000	
単身世帯	2人世帯	3人世帯							
収入基準額(月額)	112,000	156,000	183,000						
※家賃支給上限額(単身世帯:34,000円、2人世帯:41,000円、3人世帯44,000円)									
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。		<input type="checkbox"/>							



日吉津村福祉保健課に相談。
事前にお電話いただくとスムーズです。

<すべての項目に☑チェックが付いた方>

受給資格を満たす可能性があります。

日吉津村福祉保健課(☎27-5952)にご相談ください。